平成30年度随時監査に係る注意事項の公表

平成30年5月30日に実施した随時監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、平成30年8月6日付け熊本県監査委員公告第14号で公表しています。

平成30年8月6日

2件

熊本県監査委員事務局

〇件数

〇注意事項

1 行 政

事 項	内容
学校徴収金の取扱い	次のとおり、公金に準じた取扱いが不十分な事案がある。
	(1)収入・支出伺いに係る手続やその添付書類等に不備がある。
	(2)決算手続及び決算関係書類に不備がある。